

京都府建設業等人手不足対策支援事業

(工事現場等の生産性向上に 資する設備等を導入する事業)

生産年齢人口の減少等により建設業の人手不足が深刻化しています。そこで中小企業が行う建設業における人手不足等の課題解決につながる取組や、生産性向上等につながる取組に対し、経費の一部を補助します。なお、昨年度の補助金事業からの変更点を赤字で記載しておりますので、御留意ください。

【申請期間】令和8年7月1日(水)～令和8年10月30日(金)

※申請期間内であっても予算額を超えた場合は、予告無く申請受付を打ち切ることがあります。

※申請は、京都府ホームページ上の[電子申請フォーム](#)から行ってください。(郵送、持参等は不可)

【補助期間】交付決定日(又は事前着手日)～令和9年2月19日(金)

※期限までに、経費の支払も含め事業を完了することが必要です。

※事前着手日は令和8年4月1日以降に限ります。

補助対象経費	測量機器やICT機器等の導入に要する経費(※1)で、工事現場等の生産性向上に向け、業務の効率化や省人化等の効果があると知事が認めたもの。(消費税及び地方消費税を除く。)	
補助対象者	京都府内に主たる営業所を置く「令和8年度京都府建設工事競争入札参加資格者」又は「令和8年度京都府測量等業務指名競争入札参加資格者」のうち、中小企業の事業者	
対象品目	測量機器	地上型レーザースキャナー、自動追尾機能付き測量機器、ドローン、GNSS受信機 等
	建設機械	ICT 建機(マシンガイダンス又はマシンコントロール)、チルトローテーター 等
	ICT機器等	ウェアラブルカメラ、定点カメラ/CCUS現場運用支援機器/空調服、電熱式防寒服 等
補助金額	補助対象経費の3分の2以内(上限:300万円) ただし、労働者の処遇改善を実施した事業者に限る(※2) 上記を実施しない場合は2分の1以内(上限:200万円) ※補助金は、予算の範囲内で申請の先着順に交付します。	

※1 機器等の所有を伴わない、賃借に要する経費は補助対象外

※2 基準日(令和4年4月1日)以降に、労働者一人当たりの給与総額を1.5%以上引き上げたことが確認できる場合

補助金に関する相談窓口

相談窓口	京都府建設交通部指導検査課調整係 [平日9時～12時、13時～17時](土日祝日は除く) 電話:075-414-5225 E-mail:shido@pref.kyoto.lg.jp
------	--



申請フォーム、申請の手引き、様式等のダウンロードはこちら 
「京都府 HP 京都府建設業等人手不足対策支援事業」